

# 京都市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料

<京都市総合事業 事業者説明会（平成29年2月）>

日時：

- 1回目 平成29年2月20日（月）13：00～16：00
- 2回目 平成29年2月21日（火）13：00～16：00

場所：

みやこめっせ第2展示場A面

次第：

- 総合事業の実施内容について（P1～P13）
- 報酬体系案等について（P14～P24）
- 事業者加算届等について（P37～P47）
- 介護扶助について（P173～P184）
- 介護予防ケアマネジメントについて（P95～P146）
- その他

## < 目 次 >

- 1 **総合事業の概要**…………… P 1  
(保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 総合事業担当)
- 2 **利用対象者**…………… P 5  
(保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 総合事業担当)
- 3 **訪問型・通所型サービスの類型等**…………… P 7  
(保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 総合事業担当)
- 4 **報酬体系案及びサービスコード等**…………… P 14  
(保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 認定給付担当)
- 5 **事業所指定**…………… P 25  
(保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 介護事業者担当)
- 6 **事業者加算届・変更届**…………… P 37  
(保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 介護事業者担当)
- 7 **高齢者支え合い担い手づくり事業**…………… P 48  
(保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 総合事業担当)
- 8 **介護予防・生活支援サービス事業の利用手続**…………… P 68  
(保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 認定給付担当)
- 9 **介護予防ケアマネジメント**…………… P 95  
〔・ケアマネジメントA 保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 認定給付担当  
・その他 保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 介護予防推進担当〕
- 10 **本市に居住する他市町村の被保険者等への対応**… P 147  
(保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 認定給付担当)
- 11 **総合事業への移行に伴う手続**…………… P 149  
〔・要支援者の移行手続 保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 認定給付担当  
・すこやかホームヘルプサービス等 保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 在宅福祉担当  
・高齢者支え合い活動創出モデル事業 保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 総合事業担当〕
- 12 **一般介護予防事業**…………… P 166  
(保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 介護予防推進担当)
- 13 **生活保護制度における介護扶助について**…………… P 173  
(保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 保護担当)
- 14 **その他**…………… P 185

## 総合事業開始に伴う介護保険給付に関する変更のポイント

### 1 これまでの要介護度等の区分「要支援1～要介護5」に「事業対象者」が加わり、「事業対象者、要支援1～要介護5」に要介護度等の区分が増えます。

- 第1号被保険者が、総合事業の「訪問型サービス・通所型サービス」のみを利用する場合は、これまでの要支援認定を受けて利用する方法に加えて、「基本チェックリスト」によって「事業対象者」に該当することによっても利用することができます。【P2, P69, P71】
  - ※ 要介護者は、「訪問型サービス」「通所型サービス」を利用できません。
- 「事業対象者」は、通所リハビリテーションや訪問看護、福祉用具貸与、住宅改修等の介護予防給付に残るサービスを利用することはできません。【P2, P69, P71】
- 第2号被保険者が、総合事業の「訪問型サービス・通所型サービス」を利用する場合は、これまでと同様、要支援認定を受けて利用します。【P69】

### 2 これまでの介護予防給付の「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」が、総合事業の「訪問型サービス・通所型サービス」に変わります。

- 認定有効期間の開始日が平成29年4月1日以降の要支援者は、これまでの介護予防給付の「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」に代えて、総合事業の「訪問型サービス・通所型サービス」を利用することになります。【P5, P149】
- これまでの「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」の利用者は、平成29年4月1日以降に更新認定等を受けるまでは、介護予防給付の「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」として給付を受ける経過措置が設けられています。【P5】
- 「事業対象者」は、平成29年4月1日以降、「訪問型・通所型サービス」を利用することができます。【P5】
- 総合事業の「訪問型サービス・通所型サービス」の国保連への請求様式・サービスコードは、介護予防給付のものとは別になります。【P15～P22】

### 3 これまでの介護予防支援費に加え、介護予防ケアマネジメント費が新設されます。

- 総合事業の「訪問型サービス・通所型サービス」のみを利用する場合は、介護予防支援費ではなく、「原則的な介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメントA」という。）」を実施して介護予防ケアマネジメント費を算定することになります。【P68, P97】
  - \* ケアマネジメントAは「指定介護予防支援」とほぼ同じ内容です。指定介護予防支援と同様、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に委託できます。
  - \* また、ケアマネジメントAのほか、「初回のみ介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメントC」という。）」が新設されます。
  - \* なお、これまで二次予防事業対象者に作成していた「はんなりプラン」は、二次予防事業が廃止されることに伴い、なくなります。
- 介護予防ケアマネジメント費の支払方法については、現時点において国から詳細が示されていません。詳細が明らかになってから、京都市における取扱い等をお示しします。  
【P116】

4 京都市が指定した総合事業の「訪問型サービス・通所型サービス」の事業者は、京都市の被保険者及び京都市内の住所地特例施設に入所している他市町村の住所地特例適用被保険者（他住特）のみが利用できます。

- 京都市内の事業所が、他住特以外の他市町村の被保険者に「訪問型サービス・通所型サービス」を提供する場合は、当該他市町村の指定（みなし指定を含む。）を受ける必要があります。

【P 1 3, P 1 4 7】

- 他市町村に所在する住所地特例施設に入所している京都市の住所地特例適用被保険者（京住特）以外の京都市の被保険者が、隣接市町村の事業所を利用する場合は、当該事業所が京都市の指定（みなし指定を含む。）を受けている必要があります。

【P 1 3, P 3 4, P 3 5, P 1 4 7】